

令和元年度

理事会議事録

青森県国民健康保険団体連合会

令和元年度理事会議事録

1. 日 時 令和元年6月28日(金) 13時58分～14時59分

2. 場 所 ラ・プラス青い森 2階 「メープル」

3. 出席者

理事長	小野寺 晃彦	副理事長	越 善 靖 夫
副理事長	高 樋 憲	常務理事	寺 田 義 秋
1番	成 田 隆	2番	櫻 井 雅 洋
3番	吉 田 満	4番	中 谷 純 逸
7番	櫻 田 宏	8番	中 嶋 久 彰
9番	平 田 博 幸	11番	成 田 誠
12番	宮 下 宗一郎	15番	長 尾 忠 行
16番	松 尾 和 彦	監 事	金 澤 満 春

4. 欠席者

13番	小山田 久	監 事	福 島 弘 芳
監 事	関 和 典		

5. 事務局

舛甚事務局長外13名

6. 提出議案

- (1) 議案第 1 号 総会提出議案の件
(別冊第 1 4 7 回通常総会議案)
- (2) 議案第 2 号 学識経験者理事候補者選任の件
- (3) 議案第 3 号 青森県国民健康保険団体連合会職員服務規則の
一部を改正する規則 (案) の件
- (4) 議案第 4 号 支部長の委嘱について同意を求める件
- (5) 議案第 5 号 国保永年勤続者表彰の件
- (6) 議案第 6 号 総会日程決定の件

中 田 課 長	開会を告げた。(とき：13時58分)
小野寺理事長	主催者挨拶。(要旨別紙)
小野寺理事長	規約の定めに従い、議長になる旨を告げた。
議 長	直ちに議事に入り、本会理事の定数は18名、うち欠員2名、本日の出席者は15名で過半数に達したので、本理事会は成立する旨を告げ、議事録署名者は慣例に従い、議長から指名することの了承を得て、9番平田理事、16番松尾理事の両名を指名し、会議日程を本日一日とすることにそれぞれ決定した。
議 長	先般行われた監査の結果について監事代表から報告を求めた。
金 澤 監 事	監事を代表して、監査結果について正当と認めた旨報告した。
議 長	議案審議に入り、議案第1号から第6号まで全議案を一括上程し、適宜分割のうえ審議することの了承を得た。
議 長	理事会議案第1号は総会提出議案で、報告事項1件、議決事項20件となっており、総会提出議案報告第1号理事長専決処分事項報告の件について事務局の説明を求めた。
奈良事務局次長	事務局次長の奈良から説明したい。 総会議案の3頁をご覧いただきたい。 報告第1号は理事長専決処分事項報告の件である。 国の風しん追加対策の業務開始に伴う、本会の診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正と予算補正の件である。 この件については、本年2月の予算総会の際に説明したとおり、国の通知発出に合わせ早急に対応する必要があったため、理事長が専決したものである。 まず、経理規則の一部改正は4頁である。 風しん追加対策による抗体検査と予防接種費用の決済業務は国保連合会が行うこととされたことから、国が示した準則により、当該経理規則に「風しんの抗体検査等費用の支払業務」を追加し、その費用を経理するための新たな支

払勘定を設ける旨を規定している。

次に、6頁をご覧願いたい。

風しん追加対策に伴う本会診療報酬審査支払特別会計の予算補正である。

第1条にある事務処理経費を扱う第1表業務勘定は、歳入に国が示した処理単価による手数料収入と国庫補助を合せて1,078万円を追加し、歳出に事務処理経費として同額を追加している。

また、第1条第2項にあるが、抗体検査等費用を市町村から受け取り医療機関等に支払うため、第5表抗体検査等費用に関する支払勘定を追加し、市町村に対して行った予算措置の調査結果に基づき、歳入歳出それぞれ

4億5,032万7,000円を計上したものである。

7頁からは予算補正の事項別明細書を載せている。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徹したところ全員異議なく、報告第1号は承認を得た旨宣した。

議 長 次に、総会提出議案第1号平成30年度事業報告の件について、事務局の説明を求めた。

舛 甚 事 務 局 長 事務局長の舛甚である。

総会議案の18頁をご覧願いたい。

総会提出議案第1号は平成30年度の実業報告である。

事業の実施状況については、18頁から97頁まで詳細に掲載しているが、本日配付の別資料に基づき説明したい。

資料No.1の1頁をご覧願いたい。

第1点目は、昨年4月からの新しい国保制度の施行に伴う本会の対応である。

(1)は、県が保険者として連合会に加入し、②に記載のとおり、健康福祉部長が本会の理事となっている。

(2)は、新制度の運営に係る協議への参画と支援についてである。

①の青森県国保運営方針は県が策定したもので、新制度

の運営について規定している。

今年度は30年度の事業実施状況等を踏まえ、その検証作業を行うことになっている。

②のウ国保事業費納付金の算定は、県から委託を受け、本会が実施している。

③の事務の効率化・標準化については、3つの業務を30年度から新たに実施した。

次は2頁である。

診療報酬の直接支払いに係る体制整備についてである。

新制度施行前は、医療費の支払い財源を市町村から受け取っていたが、30年度からは④、⑤のように、市町村を経由せずに県から直接受け取る体制を整備し、県及び市町村の事務負担の軽減を図っており、順調に業務を終了した。

3頁をご覧願いたい。

国保中央会で開発した国保保険者標準事務処理システムの運用についてである。

左上に国保連合会があり、その下に市町村、右側の県のそれぞれに新制度に対応したシステムを設置し、それらを連携して運用することで事務の効率化、コスト削減・標準化を図っている。

次は4頁をご覧願いたい。

30年度から本格実施された保険者努力支援制度についてである。

この制度は、都道府県と市町村が医療費適正化、あるいは収納率向上対策、健康づくり事業などにどのように取り組んだかに応じて点数化され、それを基に全国枠で総額1,000億円が競争配分されるものである。

この表は、市町村分と県分を合わせた今年度に交付される1人当たり交付額の速報値である。

本県の交付額は3,424円と30年度に比べ30円少なくなっており、全国の他の市町村が取り組みを強化したこともあり、順位も前年の17位から29位に下がってい

る。

5頁は県内市町村別の1人当たり交付額の表である。

6頁には県内市町村別の獲得点数を載せているので、参考にしていただきたい。

7頁をご覧願いたい。

保険者努力支援制度における本会の支援状況である。

本県における市町村分の平均獲得点数は、真ん中の棒グラフのとおり464.8点で、市町村分の交付額約5億5,000万円のうち、本会の支援による交付額は右側のグラフに記載のとおり、約2億6,000万円と試算される。

本会としては交付金の増額を目指し、県と一体となって、この先も市町村支援に努めることとしている。

次は8頁をご覧願いたい。

第2点目は、国保連合会が実施している共同処理業務関係である。

(1)と(2)のシステム関連については、円滑に運用するとともに、説明会や市町村に出向いて現地支援も行った。

また、(3)のレセプトの二次点検であるが、国保総合システムを活用し、36保険者から委託を受け実施した。

9頁をご覧願いたい。

第三者行為求償事務であるが、これはいわゆる交通事故などで生じる医療費の請求事務である。

30年度の収納額は表の右側の合計欄にあるとおり、約2億3,000万円となっている。

(5)の国保医療費通知業務であるが、全市町村から委託を受け、国保加入世帯に通知した。

10頁をご覧願いたい。

ジェネリック医薬品利用差額通知業務の状況である。

30年度は前年度と同じ37市町村から委託を受け、国保加入者に通知しており、財政効果額は年間で

約1,000万円となっている。

下の②であるが、本県のジェネリック医薬品の使用割合は平成30年12月分で見ると、全国平均よりも高い77.3%であるが、表の下の※3に赤い文字で記載のとおり、国の目標は来年の9月までに80%以上とすることとされている。

この目標達成に向けてこれからも支援して参りたいと考えている。

次の11頁は市町村別の状況であるので、参考にしていただきたい。

12頁をご覧いただきたい。

ビッグデータを活用した保険者機能の強化に向けた取り組みである。

本会では健診・医療・介護のデータを活用して国保データベースシステム、略称KDBシステムを構築し、各種情報を市町村に提供している。

上の○の2つ目であるが、このKDBシステムデータは明年度から本格実施される「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」にも活用されるので、これまで以上に市町村にとって使い勝手の良いシステムとなるよう、国保中央会と連携して整備することとしている。

次の13頁は、その「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」についてである。

これまでの保健事業は、国保は74歳まで、75歳からは広域連合から委託を受けた市町村が健診だけ実施し、その一方で、介護予防は通いの場など独自に行っている例がほとんどであった。

来年度からは、高齢者に対する保健事業が制度毎で切れ目がないようにするため、赤い点線で丸く囲んでいる、その左側の緑の保健事業について、国保と後期高齢者の保健事業をつなげ、右側の介護予防事業と一体的に実施しようというものである。

市町村が後期高齢者医療広域連合から委託を受け、交付金を使って事業展開することになる。

従って、本年度は計画年度となるが、10月に国から示される予定となっているガイドラインを待っている実施計画や予算措置に影響することから、本県では既に県、後期高齢者医療広域連合、本会とで事務打合せを行っており、圏域毎に研修会を開催するなど三者が一緒になって市町村を支援していくこととしている。

次は14頁をご覧いただきたい。

第3点目は、医療費の支払状況である。

平成30年度の本県の医療費は国保及び後期高齢者分を合わせると2,566億円となっている。

次の15頁をご覧いただきたい。

本会の主たる業務である国保診療報酬等の審査支払業務については、審査の効率化を図るなど円滑な運営に努めた。

また、⑥のはり・きゅう及びあん摩マッサージ指圧師療養費の審査支払業務と⑦の風しんの追加的対策にかかる請求支払業務の準備体制の整備に努めた。

(3)は後期高齢者医療広域連合からの受託業務で、医療費等の審査支払業務をはじめ、レセプト二次点検業務や第三者行為求償事務など多くの業務を受託しており、いずれの業務も順調に運営することができた。

16頁をご覧いただきたい。

先程説明した、あはき療養費の関係である。

本年5月から審査支払業務を行っている。

17頁の風しんの追加的対策については、3年間の期限付きではあるが、5月から受付業務を行っている。

18頁をご覧いただきたい。

第4点目は、介護給付費等の支払状況である。

制度がスタートした平成12年度は年間の支払額が520億円であったが、19年目の平成30年度は2.5倍増の1,319億円となっている。

19頁をご覧願いたい。

全国に比べ高い傾向にある本県の介護給付の適正化を図るため、③に記載のように介護給付費縦覧点検支援業務をはじめ6項目の事業を実施し、市町村支援に努めた。

20頁をご覧願いたい。

第5点目は、障害介護給付費関係の支払状況である。障害者関係も給付費は伸びている。

次の21頁をご覧願いたい。

本会はこれまで、障害関係の給付費の支払業務のみを行っていたが、30年度からは法改正により新たに審査業務も委託され、この業務も順調に運営することができた。

次の22頁をご覧願いたい。

第6点目は、特定健診・特定保健指導の状況である。

特定健診の実施率であるが、30年11月現在の速報値では全国平均が37.2%、本県が37.1%と全国並みとなっている。

次の23頁は特定保健指導の状況であるので、参考にさせていただきたい。

24頁をご覧願いたい。

この特定健診等関係の実施率アップのため、特に③の本会に事務局がある在宅保健師の会と本年4月1日現在で県内に5,500名が配置されている保健協力員と連携し、市町村支援に努めた。

次は25頁をご覧願いたい。

第7点目は、国が推奨している国保・後期高齢者ヘルスサポート事業で、下の真ん中に国保連合会があり、弘前大学の中路先生を委員長とする保健事業支援・評価委員会を設置し、市町村のデータヘルス計画や個別保健事業などへの支援を行った。

26頁に30年度の取り組み状況を掲載している。

全保険者に対する研修会の開催や個別支援を希望した青森市をはじめ9つの市町村を支援した。

次は27頁をご覧願いたい。

第8点目は、本会で実施している医師修学資金支援事業関係である。

修学生の年度別推移であるが、事業を始めた平成17年度から令和元年度までの15年間において、入学料と授業料を貸し付けている一般枠の合計は、一番右のグラフの青い色の部分で274名である。

赤い色は月10万円の奨学金を併せて貸し付けている特別枠で76名である。

一般枠と特別枠の合計は350名となる。

最後に28頁をご覧願いたい。

修学資金の支援を受けた卒業生の勤務状況である。

今年の6月1日現在で病院勤務している医師は、真ん中の赤い色の一番下の合計欄にあるように118名である。

その約4割が一番上の弘前大学医学部附属病院に勤務している状況にある。

医師確保が厳しい町村部の自治体病院や診療所に多く配置されるよう、弘前大学並びに県当局に引き続き要望して参りたい。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、
議 長 総会提出議案第1号は原案どおり決定する旨宣した。

次に、決算関係を一括ご審議願いたい。

総会提出議案第2号平成30年度一般会計決算の件から第12号平成30年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の件までの計11件について、事務局から説明を求めた。

奈良事務局次長 各会計の決算状況を簡潔にまとめた資料No.2、平成30年度決算説明資料の1頁をご覧願いたい。

平成30年度決算総括表である。

一番上の総会提出議案第2号一般会計から第12号特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計までの11の会計

の合計は一番下の欄で、決算額②の収入高は4, 290億7, 345万2, 295円、③の支出高は4, 288億4, 834万3, 420円、右隣のA欄の翌年度繰越額は2億2, 510万8, 875円である。

続いて、各会計の概要を説明したい。

2頁をご覧願いたい。

この資料の構成であるが、左から議案番号、会計区分、その右のA欄に翌年度繰越額を万円単位で記載している。

次の大きなB欄は収入面での予算との比較説明であり、一番右のC欄は支出面での予算との比較説明である。

なお、それぞれ主な事由については、赤字で表記している。

それでは、一番上の総会提出議案第2号一般会計の決算である。

会計区分欄をご覧願いたい。

予算現額に対する収入高は1億6, 033万629円、支出高は1億3, 153万4, 090円で、差引残高は2, 879万6, 539円である。

これはB欄の収入面で1款負担金、2款国庫支出金及び6款繰越金の増によりトータルで1, 015万円増額になったことと、C欄の支出面で2款総務費の人件費の減などにより、トータル1, 863万円の不用額が生じたことによるものである。

次に、総会提出議案第3号は国保の医療費関係を専門に経理する診療報酬審査支払特別会計の決算である。

運営費を経理する業務勘定であるが、収入高は5億6, 688万7, 342円、支出高は5億3, 156万5, 971円、差引残高は3, 532万1, 371円である。

B欄の収入が160万円のマイナスとなっているが、これは8款諸収入で、社保と国保間で資格異動があった場合の医療費を調整している受入金が見込みを下回ったことに

よるものである。

なお、この調整金は受入金と同額を歳出で払込みしているので、歳入欠陥となったものではない。

一方、右の支出面では1款総務費の人件費並びに各種事業経費の減、8款諸支出金の減などにより3,692万円の不用額が生じている。

次に、この審査支払特別会計には、医療費を保険者から受け取り、医療機関に支払うための支払勘定が3つある。

まず、国保医療費の支払勘定であるが、収入高は963億1,037万974円、支出高は963億993万789円である。

差引残高が44万185円あるが、これは一部の県立の医療施設が翌月支払となっていることによる繰越額である。

2つ目は公費負担支払勘定である。

難病や乳幼児医療など20項目の公費を負担者から受け取り、支払するもので、収入高は36億2,429万7,405円、支出高は35億3,573万6,880円、差引残高は8,856万525円である。

この大きな繰越分は、B欄の2款国庫支出金にある高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が概算交付のため支払確定額と差額が生じたもので、今年度予算補正のうえ国庫に返還する。

3頁をご覧願いたい。

3つ目の支払勘定は出産育児一時金を経理しており、収支とも3億7,377万6,176円である。

続いて、総会提出議案第4号職員退職手当特別会計の決算で、収入高は1億3,472万2,269円、支出高は1億3,470万9,833円、差引残高の12,436円は定期預金利息で、これを退職積立金に追加する。

総会提出議案第5号は国保新聞や参考図書の斡旋、国保の医療費通知などの費用を経理する国保新聞等特別会計の決算である。

収入高は8,638万5,588円、支出高は8,638万4,902円、差引残高の686円は、30年度の利益金である。

続いて、総会提出議案第6号は第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計の決算である。

昨年度は、この事業で交通事故などにかかった医療費を損害保険会社や加害者に請求し、2億2,931万1,275円を収納し、その全額を市町村等に送金した。

次の総会提出議案第7号はレセプト電算処理システム準備積立金特別会計の決算である。

国が進めている国保と社保のシステム共同開発に係る手数料を保険者から納付いただき、国保中央会へ特別分担金として支出しているもので、収支とも374万7,051円である。

4頁をご覧願いたい。

総会提出議案第8号は、介護保険関係の特別会計の決算である。

まず、業務勘定である。

収入高は1億9,458万1,039円、支出高は1億8,053万2,210円、差引残高は1,404万8,829円である。

B欄の収入面は、レセプト件数が見込みを上回ったことにより1款手数料の増となっており、トータル319万円のプラスとなった。

また、C欄支出では1款総務費で人件費、関係会議費用などの各種事業執行経費の減などにより1,085万円の不用額が生じている。

次に、介護保険事業に係る2つの支払勘定である。

まず、介護給付費を保険者から受け入れし、介護事業所へ支払をする介護給付費支払勘定であるが、収支とも1,302億1,500万1,024円である。

また、その下の公費負担支払勘定は、介護保険に関する

生活保護や難病など12項目の公費負担を経理しているのもので、収支とも17億897万9,035円である。

次に、総会提出議案第9号は障害者支援費に関する特別会計の決算である。

まず、業務勘定は、収入高5,139万9,134円、支出高4,715万4,812円で、差引残高は424万4,322円である。

B欄の収入面で1款手数料の電子証明書発行手数料件数が見込みを下回った関係で33万円のマイナスとなっているが、C欄の支出において、1款総務費の人件費の不用分などでトータル457万円の不用額が生じている。

下の障害介護給付費支払勘定は、収支とも324億604万426円、その下の18歳未満の障害児の給付費を経理する支払勘定は収支とも38億9,678万9,684円で、それぞれ保険者等から受け入れし、各事業所に支払している。

続いて、5頁をご覧願いたい。

総会提出議案第10号医師確保対策事業特別会計の決算である。

収入高は各市町村からの負担金、県支出金などで1億6,354万4,050円、支出高は医学生への授業料などの修学資金支援費で1億4,524万9,725円、差引残高は1,829万4,325円である。

30年度は支援希望者が定員を割り込んだことなどに伴い、B欄収入の2款県支出金が1,016万円減収となったものの、C欄支出で1款事業費の支援費に大きく不用分が生じたことによるものである。

次に、総会提出議案第11号は後期高齢者医療関係の特別会計決算である。

まず、業務勘定の収入高は6億6,769万4,742円、支出高は6億3,723万7,781円、差引残高は3,045万6,961円である。

B欄収入はトータル1,412万円の減となっている。
これは、レセプト件数が見込み程伸びず、1款手数料が減となったことによるものである。

C欄支出面では、1款総務費の人件費や電算処理システム賃借料の不用分、また、広域連合から委託を受けて行っている2款事業費の各種通知書の件数の減などにより、合計4,457万円の不用額が生じている。

次に、後期高齢者に関する医療費を経理する支払勘定は収支とも1,565億8,095万5,303円、その下の公費負担支払勘定は収支とも3億7,703万8,136円で、それぞれ保険者、公費負担者から受け入れし、医療機関等に支払している。

次に、6頁をご覧いただきたい。

総会提出議案第12号は特定健診関係の決算である。

まず、業務勘定の収入高は3,566万6,503円、支出高は3,073万3,807円、差引残高は493万2,696円である。

これは、収入面で受診件数の増により1款手数料が増収となったこと、また、支出においては3款諸支出金の国保中央会に支払うシステム負担金が予算件数を下回ったため、不用額が生じたことによるものである。

下の特定健診等費用支払勘定は国保被保険者分の健診費用を経理しており、収支とも8億6,465万4,923円、その下の後期高齢者分の収支は4億2,127万9,587円である。

最後に7頁の積立金の状況である。

下から2つ目に記載の7番の合計額であるが、平成30年度末の保有額は2億6,016万5,000円である。

説明は以上である。

議

長

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第2号から第12号までの計11件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

議

長

次に、資料No.3、総会提出議案第13号財政調整基金積立資産等管理運用規程の一部を改正する規程の件から第19号令和元年度医師確保対策事業特別会計補正予算の件までの計7件について、事務局の説明を求めた。

奈良事務局次長

説明は本日配付している資料No.3で行いたい。

総会提出議案第13号から第19号までの7件については、提案理由が各議案に跨っているものもあることから、本資料に簡潔にまとめている。

1頁をご覧願いたい。

提案理由は4点ある。

第1点目は、国保連合会における新たな積立金の創設に伴う規程の一部改正と予算補正である。

(1)の経緯にあるが、①国保連合会は5年に1回、収益事業の法人税課税判定を受けることになっている。

②この際、退職金など記載の4つの積立金は非課税とされているが、高額な経費を要するICTやAIを活用した審査支払システムの高度化等に係る積み立ては課税されることになっている。

③このため、厚生労働省は国税庁と協議し、ICT積立金として非課税で積み立てできるとした通知を発出したところである。

④これに基づき、各連合会では規程の改正と予算補正を行い、⑤のとおり本年7月の所轄税務署で課税判定を受ける際、これが掲載された総会議案を添付することとされたところである。

このため、(2)にあるように、総会提出議案第13号で本会財政調整基金積立資産等管理運用規定の一部改正を提案している。

その内容は、国の通知に基づき、当該規則の積立金の種類にICT積立金を追加し、その積み立て上限額を当該年度の手数料収入の30%と規定する。

続いて2頁をご覧願いたい。

国の通知により、予算補正を必要とする会計は、(3)①アの診療報酬審査支払特別会計から、才の特定健診・特定保健指導等事業までの5つの特別会計の業務勘定である。

その補正内容は②にあるが、各会計ともに歳出に科目を新設し、今回はICT積立金を1,000円計上する。

その財源は、予備費の減額で対応することとしている。

続いて、第2点目は高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の精算に伴う予算補正である。

この交付金は、70歳代前半の患者の医療機関での負担を1割に抑えるために国が補填しているもので、概算で国保連合会に交付されている。

決算説明でも申し上げたが、このたび確定した実績額が交付額を下回り返還額が生じたので、これを国に返還するために、総会提出議案第14号において、診療報酬審査支払特別会計の公費負担に関する支払勘定の歳入・繰越金と歳出・返還金にそれぞれ8,856万1,000円を追加補正する。

続いて3頁をご覧いただきたい。

第3点目は、特定健診等データ管理システム機器更改に係る予算補正である。

この程、当該システムの機器更改経費が全額国庫補助されることになったため、総会提出議案第18号において、特定健康審査・特定保健指導等事業特別会計の業務勘定を予算補正するものである。

②の内容であるが、歳入に科目を新設のうえ、国庫補助額3,500万円を追加し、歳出において、リース調達で予算編成していたものを国庫補助による一括買取り調達に組み替えるものである。

第4点目は、医師修学資金支援事業の貸付金返還に伴う予算補正である。

当該支援事業に2名の契約解除者が出て、貸付金の返還が生じたため、総会提出議案第19号において医師確保対

策事業特別会計の歳入・貸付金返還金に535万円を追加し、県に支出金を返還するため、歳出・返還金に同額を追加する。

4頁からは只今説明した総会提出議案第13号の規則改正の新旧対照表を、6頁からは総会提出議案第14号から第19号までの各会計補正予算の総括表を載せている。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第13号から第19号までの計7件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、総会提出議案第20号役員選任の件について事務局の説明を求めた。

奈良事務局次長 総会議案の344頁をご覧願いたい。

総会提出議案第20号は任期満了に伴う役員選任の件である。

1の選任いただく役員は理事18名、監事3名である。

2の選任の方法であるが、県市長会及び県町村会並びに青森県から推薦のあった方々と、(2)に記載の本会理事会が推薦する学識経験者理事候補者を総会で選任することになっている。

右側の役員候補者名簿のとおり、県市長会及び県町村会並びに青森県から理事17名、監事3名の方々の推薦があった。

また、選任区分が理事会となっている学識経験者理事については、後程候補者を選任いただき、併せて総会に提案したいという主旨である。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第20号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 理事会議案第1号の審議終了を告げ、続けて、人事案件である理事会議案第2号学識経験者理事候補者選任の件について事務局の説明を求めた。

奈良事務局次長 理事会議案の2頁をご覧願いたい。
 理事会議案第2号は学識経験者理事候補者選任の件である。
 3頁に関係条文を載せている。
 本会役員を選任方法等に関する規則第4条第2項では、学識経験者理事は、理事会で推薦した者を総会において選任することになっている。
 従って、この理事会で推薦いただきたいという主旨である。
 説明は以上である。

議 長 学識経験者理事候補者を理事長から推薦することの了承を得て、舛甚悟現事務局長を推薦した。

議 長 理事長の推薦に対して、異議がないかと諮ったところ全員異議なく、学識経験者理事候補者には舛甚事務局長を選任することに決定した。

議 長 次に、理事会議案第3号職員服務規則の一部を改正する規則の件から第5号国保永年勤続者表彰の件までの計3件について事務局の説明を求めた。

奈良事務局次長 理事会議案第3号は本会職員服務規則の一部改正である。
 理事会議案の4頁をご覧願いたい。
 先般、青森県職員の勤務時間・休暇等に関する条例が一部改正されたので、当該条例を準用し運用している本会職員服務規則も同様の改正を行うものである。
 内容については、6頁の新旧条文対照表をご覧願いたい。
 第36条特別休暇のうち、(7)子の看護に関する休暇について、その対象となる子供を、これまでの「中学校就学の始期に達するまでの子」から「義務教育終了までの子」に改める。
 簡単に説明すると「小学校卒業まで」から「中学校卒業まで」に拡大するものである。
 施行日は、本年7月1日としている。
 次に、7頁の理事会議案第4号は支部長の委嘱について

同意を求める件である。

右側 9 頁の中段に記載の本会支部規則第 5 条第 2 項のとおり、本会の支部長は理事会の同意を得て、理事長が委嘱することとなっているので、左側 8 頁の支部長委嘱（案）のとおり、全支部長再任とすることについて同意いただきたいという主旨である。

次に、10 頁をご覧願いたい。

理事会議案第 5 号は国保永年勤続者表彰の件である。

被表彰者は理事会で決定することになっている。

本年度の対象者については、事務的な精査を終えたので、顕彰方法を含め、決定いただきたいという主旨である。

1 の表彰対象者であるが、12 頁をご覧願いたい。

理事者の部は 2 名、2 の国保運協委員の部は 15 名で、合計 17 名である。

10 頁をご覧願いたい。

2 の表彰の方法であるが、感謝状を授与し、併せて 3 にある記念品を贈呈することとしている。

顕彰方法は 4 に記載のとおり、これまでと同様の方法としている。

感謝状文案、記念品、顕彰方法、いずれも例年どおりで進めたいという主旨である。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、理事会議案第 3 号から第 5 号までの計 3 件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、理事会議案第 6 号総会日程決定の件について、事務局の説明を求めた。

奈良事務局次長 14 頁をご覧願いたい。

理事会議案第 6 号は総会日程決定の件である。

総会の日程は理事会で決定することになっており、事務局が準備した日程は、日時が令和元年 7 月 8 日月曜日午後 1 時 30 分から、場所はホテルクラウンパレス青森 2 階「光

		峰の間」を予定している。
		なお、総会終了後に理事長、副理事長及び常務理事を互選いただくための理事会組織会を開催する予定としているのでよろしくお願ひしたい。
		説明は以上である。
議	長	事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、理事会議案第6号は原案どおり決定する旨宣し、総会の開催日程が決定されたので、各理事の出席方を要請した。
議	長	令和元年度の国保制度改善強化実行運動を強力に推進するため、運動目標を決議文として議題に供することの了承を得、事務局の説明を求めた。
奈良事務局次長		配付の決議文をご用意願ひたい。
		11月28日に開催予定の国保制度改善強化全国大会を経て、実現を期する当面の懸案事項として9項目を掲げ、本年度の実行運動を展開して参りたいという主旨であることを説明し、決議文を朗読した。
議	長	事務局の説明に対し質疑を徴したところ全員異議なく、実行運動に関する決議文を原案どおり決定し、第147回通常総会に提案し決議を求めることとした。
議	長	全議案の議了を宣した。(とき：14時58分)
越善副理事長		閉会挨拶。(とき：14時59分)

上記理事会の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年7月24日

議

長

小野寺 晃彦

令和元年7月26日

議事録署名者

平田 博幸

令和元年8月2日

同

上

松尾 和彦

理 事 会 理 事 長 挨拶 文

と き 令和元年6月28日 午後2時
と ころ ラ・プラス青い森 2階「メーブル」

皆様こんにちは。

理事長を務めます、青森市長 小野寺 晃彦でございます。
す。

役員の皆様には、何かとお忙しい中ご出席賜り、誠に
ありがとうございます。

本日の青森県国民健康保険団体連合会理事会、ご案内
のとおり、平成30年度の事業報告、それから決算等につ
いて、ご審議賜ります。

事業報告、それから各会計の決算については、監事会
での監査を終了いただいたものでありますが、当理事会
の議決を経て、来たる通常総会に付議することとなりま
すので、慎重ご審議をお願いいたします。

また、この機会に私から、2点ご報告申し上げます。

1点は、昨年4月にスタートした新しい国保制度は、
青森県、各市町村のご協力により、大きな混乱もなく順
調に運営し、2年目を迎えてございます。

国が確約されました340億円の公費投入、今年度は3472億円と72億円増額になったということは皆様ご承知かと存じますけれども、一方で、被保険者の減少には歯止めはかかっておりません。

国保財政もますます厳しさを増して参りますことから、更なる財政支援の拡充を求めていかなければならないということ、後程の決議につながってくるものでございます。

第2点目でございますが、平成30年度、昨年度の本会の会務運営についてのご報告です。

年間2500億円を超える、国保・後期高齢者の医療費、また1300億円台まで増加した、介護給付費の「審査支払業務」をはじめ、保険者努力支援制度の評価項目である「健康づくり事業」また「ジェネリック医薬品の普及・促進業務」など、各種共同処理業務を積極的に推進しております。

また、新規事業として「結核・精神にかかる医療費の特別調整交付金申請事務」、こちらを共同処理化しております。

更には、県・市町村から要請がありました、いわゆる

「あはき療養費」に対する審査支払業務、また、国からの要請により「風しんの追加対策」の請求支払業務、いずれも受入れ準備を進め、本年5月から業務を開始しております。

国保連合会、実質的には明年度から各市町村で実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」への支援をはじめ、電算システムを活用した国保事務の効率化・広域化など課題が山積してございますが、全力を挙げて取り組んで参りますので、役員の皆様のお力添えをお願いして、冒頭のご挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。